

全國厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料

平成22年1月
年 金 局

目次

1. 制度関係

(重点事項)

- ・ 公的年金制度の在り方について 3
- ・ 厚生年金・国民年金の積立金運用について 7
- ・ 企業年金の充実・改善 7

(予算関係)

- ・ 年金制度改革における平成22年度予算について 18

2 制度運営関係

(重点事項)

- ・ 日本年金機構の設立について 19
- ・ 年金記録問題の取組について 30
- ・ 国民年金の収納率対策について 44
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構法案について 49

年金局 説明資料(制度関係)

年金局審議官 二川 一男

平成22年1月15日(金)

全国厚生労働関係部局長会議

公的年金制度の在り方について

1. 公的年金制度における主な課題

(1)未納問題について

- 国民年金保険料の平成20年度の納付率は62.1%となっており、将来の無年金・低年金者の発生につながると指摘されている。

(2)無年金・低年金問題について

- 今後保険料を納付しても年金を受給できないいわゆる無年金者は最大118万人(うち、65歳以上の者が42万人)と推計されている(社会保険庁)(平成19年4月時点)。
- 老齢基礎年金の平均受給額は月額5.4万円。老齢基礎年金のみを受給している者については平均受給額が月額4.8万円であり、分布をみると、月額2万円以下が2.4%、月額3万円以下が11.0%となっているなど、低年金者が一定の割合で存在(平成19年度)。

(3)基礎年金の給付水準と生活保護との関係について

- 単身者の場合、老齢基礎年金の満額が月額6.6万円であるのに対し、生活扶助基準額は級地に応じて月額6.3万円(地方郡部等)~8.1万円(東京都区部等)となっており、年金と生活保護との間で一部逆転が生じている。

(4)パート労働者等に対する適用について

- 我が国においては、被用者であってもパート労働者等について必ずしも厚生年金が適用されていない。
 - ・ 第1号被保険者の就業状況を見ると、常用雇用及び臨時・パートの占める割合が37.0%(平成17年国民年金被保険者実態調査)。
 - ・ 第3号被保険者の就業状況を見ると、31.3%が雇用者(平成19年国民生活基礎調査)。

2. 今後の検討課題

(1) 新たな年金制度の創設に向けた検討

- 以上のような状況を背景として、年金制度を公平で分かりやすい制度とし、年金制度に対する国民の信頼を確保するため、年金制度の在り方に関する検討が求められている。
- 主な論点としては、
 - ・ 職業や働き方によって加入する年金制度を変えるのではなく、より国民に公平でわかりやすく、未納・未加入も生じにくい制度とするため、制度の一元化を進めるべき
 - ・ 未納・未加入や就業形態の多様化等を背景とした無年金・低年金者への対応を図り、最低保障機能を強化するべきといったものが挙げられている。
- このような状況の中、民主党のマニフェストにおいて、
 - ・ 年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設
 - ・ 消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設（「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には「最低保障年金」を減額）することを骨格とする法律を平成25年に成立させることとしている。
- 上記を進めるに当たっては、
 - ・ 給付・負担の水準とその財源
 - ・ 保険料の賦課・徴収等の仕組み
 - ・ 現行制度からの移行措置などについて、国民的な合意を得ながら、具体的な制度設計について十分検討する必要がある。

- 平成22年度予算案において、年金制度改革を検討するための大蔵直属検討チームの設置や年金改革の検討に関する実態調査等に関する費用について盛り込んでいるところ。
- さらに、同じく民主党のマニフェストにおいて、年金保険料の無駄遣いをなくし、保険料の未納を減らすため、社会保険庁と国税庁を統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収することとしている。歳入庁については、新年金制度の徴収機関をどうするかという問題であり、新制度の議論と併せて検討を進める必要がある。

(2) 現行の公的年金制度に関する改善等

- 一方、新制度発足後も、当分の間、新制度に基づく給付と現行制度に基づく給付の双方を受けられることとなり、その間は新制度と現行制度が並存することとなる。したがって、新制度の制度設計に加え、現行制度においても必要な改善を行う必要。

※ 社会保障審議会年金部会においては、こうした現行制度の課題について議論を行い、平成20年11月に「議論の中間的な整理」をとりまとめたところ。

- このような観点から、国民年金の保険料をできるだけ納めやすくすることにより、無年金・低年金を防止するため、2年の徴収時効が経過した後も、本人の希望により10年までは保険料を納付することを認めること等を内容とする法律案を次期通常国会に提出する予定。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

- 年金積立金の運用は、厚生年金保険法等の定めに従って、「専ら被保険者の利益のために「長期的な観点から」、「安全かつ効率的」に行っているところ。
- 年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間が平成21年度末で終了することから、現在その見直し作業を行っているところ。昨年末に、有識者からなる今後の法人の運営の在り方について検討する場を設置しており、その結果を、新中期目標をはじめとする法人の運営に反映させることとしている。

企業年金の充実・改善

- 公的年金とあいまって国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力をより一層支援する観点から、企業年金制度の制度改善が課題。
中小企業が多く実施している企業型の確定拠出年金において、事業主の掛金拠出に加えて、加入者の任意による掛け金拠出を可能とし、税制上の優遇措置を講ずる等により、老後所得の充実・改善を図るための法律案を次期通常国会に提出する予定。
- 現在の経済情勢の下、運用環境や母体企業の業績が悪化していることを受け、給付減額や解散という困難な問題に直面し、従業員の高齢期の所得確保のための取組と、企業経営の両立に苦慮する企業もあると認識。
関係者の真摯な取組を踏まえ、引き続き、適切に指導していく予定。
- 適格退職年金については、平成24年3月末に移行期限が迫っているところ。引き続き、関係省庁や関係団体と協力し、円滑な移行に向けた取組を推進していく考え。

(参考)

○ 民主党の年金制度改革案の概要(衆院選マニフェストより)

一元化で公平な年金制度へ

【政策目的】

- 公的年金制度に対する国民の信頼を回復する。
- 雇用の流動化など時代にあった年金制度、透明で分かりやすい年金制度をつくる。
- 月額7万円以上の年金を受給できる年金制度をつくり、高齢期の生活の安定、現役時代の安心感を高める。

【具体策】

- 以下を骨格とする年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる。

<年金制度の骨格>

- 全ての人が同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- 全ての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。
- 消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、全ての人が7万円以上の年金を受け取れるようにする。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には、「最低保障年金」を減額する。

歳入庁を創設する

【政策目的】

- 年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- 年金保険料の未納を減らす。

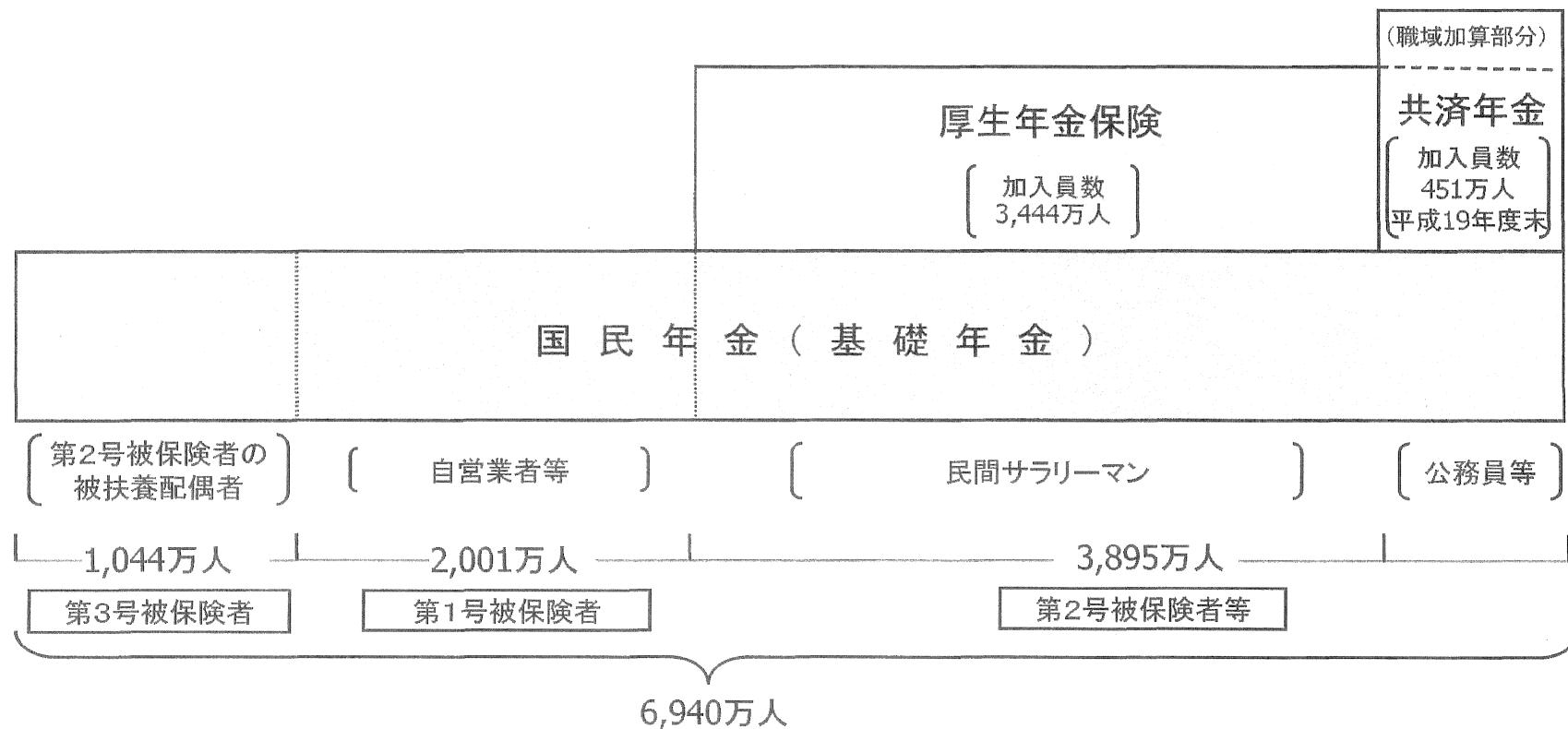
【具体策】

- 社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。
- 所得の把握を確実に行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は注釈のない限り平成20年度末)



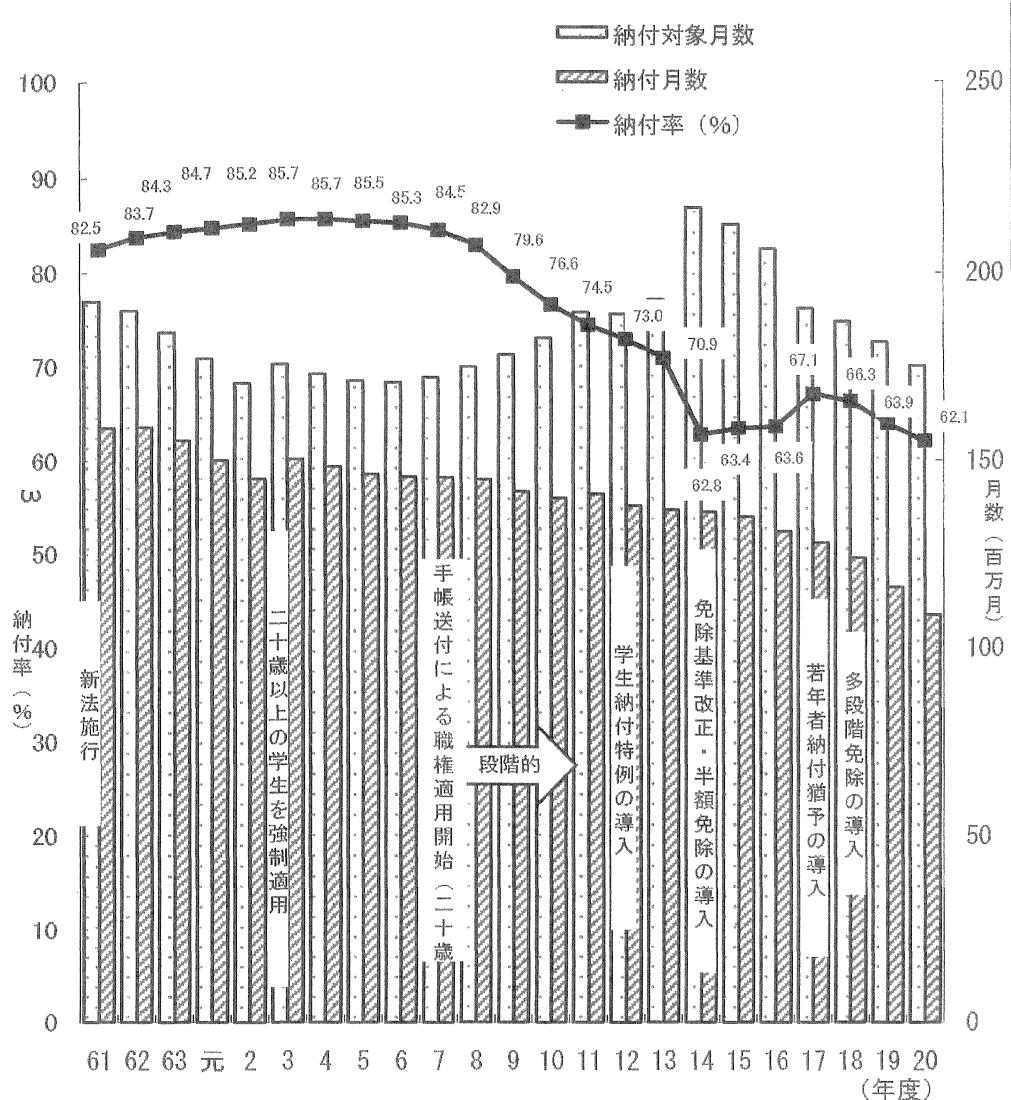
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月現在 月14,660円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年9月現在 15.704% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者 ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

基本データ

○ 被保険者数 (公的年金制度全体)	6,940万人(平成20年度末(共済年金は平成19年度末))	
○ 受給権者数 (公的年金制度全体)	3,480万人(平成19年度末)	
○ 国民年金保険料	14,660円(平成21年度)	※ 平成22年度の保険料額15,100円 ※ 保険料納付率:62.1%(平成20年度)
○ 厚生年金保険料率	15.704%(平成21年9月～平成22年8月)	
○ 年金額	老齢基礎年金 老齢厚生年金	月66,008円(平成21年度) ※ 平均額:月5.4万円(平成19年度) 月232,592円(平成21年度、夫婦2人分の標準的な額) ※ 平均額:月16.7万円(単身、基礎年金を含む)(平成19年度)
○ 保険料収入(公的年金制度全体)	32.0兆円(平成21年度予算ベース)	
○ 国庫負担額(公的年金制度全体)	10.8兆円(平成21年度予算ベース)	
○ 給付費(公的年金制度全体)	49.7兆円(平成21年度予算ベース)	
○ 積立金(国民年金・厚生年金)	124兆円(平成20年度末、時価ベース)	

国民年金保険料の納付状況

平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



① 平成20年度の現年度納付率は、62.1%
(対前年度比△1.9ポイント)

② 平成18年度の最終納付率は、70.8%
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分 保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分 保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分 保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分 保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分 保険料					63.9%	66.7%
20年度分 保険料						62.1%

無年金者数について

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者		(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1)上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2)合算対象期間は含まれていない。

(注3)保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4)被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5)共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、「国内債券中心」、「市場並みの収益を確保(インデックス運用を中心)」、「リスクを最小限に抑制(国内債券並みのリスク)」などによる考え方により、運用。

- ・年金積立金全体 約124兆円(平成20年度末)
- ・国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
(長期的な目標、1.1% (足下は、移行期としてより低い利回りを設定。))
- ・専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67 %	11 %	8 %	9 %	5 %

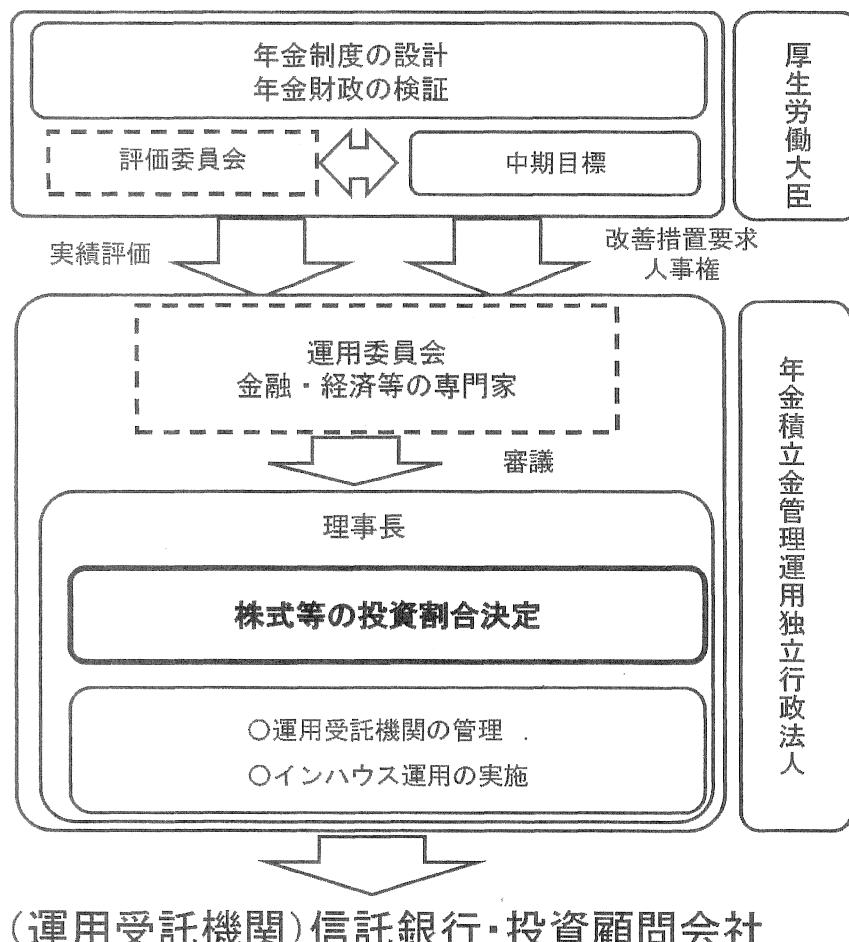
<年金積立金全体の運用実績>

- ・13年度(自主運用開始)～20年度の累積収益額
：約14兆円(平均収益率、1.1%)

○ 16年財政再計算との比較(実質的な運用利回り)

推計初年度(15年度)からこれまでの実質的な運用利回りの実績は平均1.2%で、財政再計算上の前提(0.7%)を0.5%上回っている。

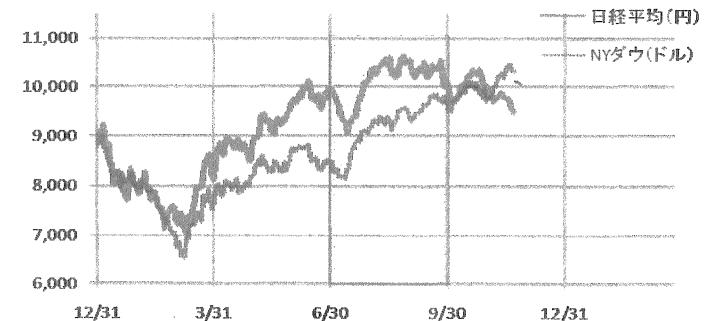
<運用の仕組み>



年金積立金管理運用独立行政法人の運用結果(平成21年度第2四半期まで)

- 第2四半期(7月から9月まで)の運用状況は、海外の株式市場が大きく上昇したことにより、プラス1.1%（約1.3兆円）。
4月から9月までの上半期でプラス5.0%（約5.9兆円）となった。

(参考) 年金積立金全体では、13年度(自主運用開始)からの累積で約20兆円のプラス。



○ 資産別収益額及び収益率(平成21年度)

	第2四半期(7-9月)		上半期(4-9月)		
		収益率		収益率	
市場運用分	国内債券	5,225	0.8%	9,036	1.5%
	国内株式	▲ 1,837	▲1.3%	21,588	18.9%
	外国債券	▲ 2,282	▲2.2%	▲ 605	▲0.6%
	外国株式	11,009	10.3%	27,016	29.8%
	計	12,119	1.2%	57,040	6.1%
財投債	736	0.3%	1,497	0.6%	
運用資産全体	12,855	1.1%	58,537	5.0%	

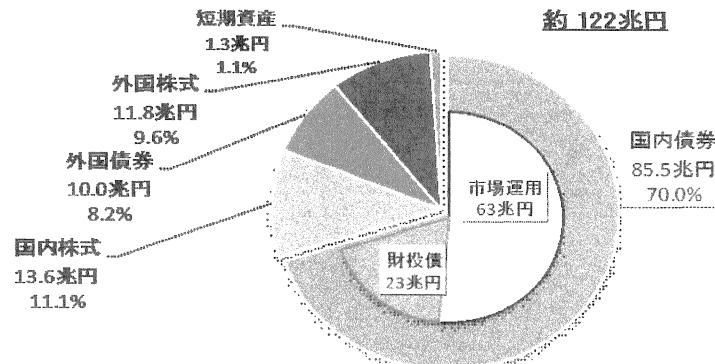
※ 市場運用分の計には、短期資産の収益額を含む。

(参考) 積立金全体の自主運用開始からこれまでの運用実績

年 度	(単位:兆円)			
	GPII	預託金	積立金全体の収益額	収益率
13年度	▲ 1.3	4.1	2.8	1.9%
14年度	▲ 3.1	3.3	0.2	0.2%
15年度	4.4	2.4	6.9	4.9%
16年度	2.2	1.7	4.0	2.7%
17年度	8.7	1.2	9.8	6.8%
18年度	3.8	0.8	4.6	3.1%
19年度	▲ 5.6	0.5	▲ 5.2	▲3.5%
20年度	▲ 9.4	0.1	▲ 9.3	▲6.9%
21年度	(5.9)	-	(5.9)	-
合 計	(5.6)	14.1	(19.6)	-

※ ()内は、平成12年度以前の旧年金福祉事業団の損益等を含めた累積損益。

○ 管理運用法人の運用資産額(平成21年9月末)



○ 海外の年金基金に比べて安全重視の運用(「国内債券を中心とした分散投資」)となっている。

(参考) 海外の年金基金の運用状況	平成21年度 (上半期)	(平成20年度)
・ CalPERS (米)カリフォルニア州職員退職年金基金	<株式比率 約6割> 16.4%	(▲29.1%)
・ CPPIB(カナダ) <株式比率 約7割>	12.0%	(▲18.6%)
・ GPF-G(ルクセンブルク) <株式比率 約6割>	18.2%	(▲ 9.5%)
・ 管理運用法人 <株式比率 約2割>	5.0%	(▲ 7.6%)
(市場運用分)	6.1%	(▲10.0%)
・ API～4(スウェーデン) <株式比率 約5割>	7.1%	(▲21.6%)
(1-6月)		(1-12月)

年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会(メンバー)

(平成21年11月現在)

浅野	幸弘	横浜国立大学経営学部教授
○ 植田	和男	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
小島	茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
小幡	績	慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授
末吉	竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
富田	邦夫	三菱電機株式会社顧問
富田	俊基	中央大学法学部教授
村上	正人	株式会社みずほ年金研究所専務理事
山崎	元	楽天証券経済研究所客員研究員
山崎	養世	総務省顧問、山崎養世事務所社長
米澤	康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(五十音順・敬称略)

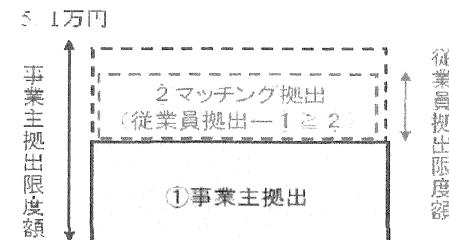
○ 座長

平成22年度 税制改正事項

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金制度について、企業型年金における加入者の掛け金拠出を認める等の制度改善を行う。

1. 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛け金の所得控除の適用

企業型の確定拠出年金における事業主の掛け金拠出に加えて、加入者の掛け金拠出を可能とする。
(拠出限度額の枠内かつ事業主の掛け金を超えない範囲で可能とする。)

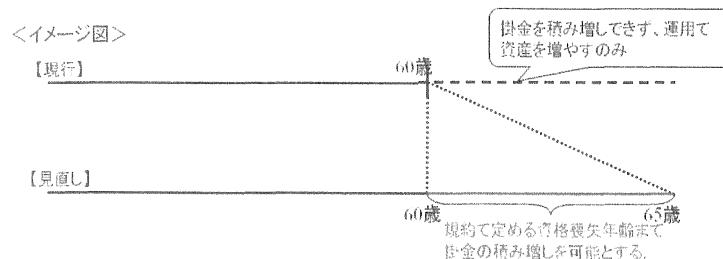


2. 中途引き出し要件の緩和

個人型年金加入者となる者であっても、実質的に個人型年金加入者となれない者と同等とみなせる者（2年以上掛け金拠出せず、資産額が25万円以下の者）について、脱退一時金を支給することを可能とする。

3. 資格喪失年齢の引上げ

現在60歳まで加入資格を認めているところ、規約で定めることにより60歳から65歳までの間の一一定年齢まで加入を可能とする。



平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)(抄)

第4章 平成22年度税制改正

2. 個人所得課税

(4) その他

確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

- イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。
- ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。

年金制度改革に関する平成22年度予算案について

平成22年度予算において、年金制度改革を検討するための大臣直属のプロジェクトチームの設置や年金改革の検討に関する実態調査等に関する費用について盛り込んでいるところ。

○主な新規要求	279. 9百万円
①年金改革の検討体制経費	3. 4百万円
・ 大臣直属の検討チーム(有識者等で構成)設置に必要な経費。	
②年金改革の検討体制経費	255. 6万円
・ 所得比例年金の検討に必要となる被保険者の課税所得・就業状況等の調査及び保険料徴収体制に係る諸外国(アメリカ、イギリス、スウェーデン)の実情等の現地調査を実施するために必要な経費。	
③財政計算システムの開発経費	20. 9百万円
・ 新制度(所得比例年金)の検討に必要な年金額分布推計等を行うシステムの開発に必要な経費。	

年金局 説明資料(制度運営関係)

年金管理審議官 石井 信芳

平成22年1月15日(金)

全国厚生労働関係部局長会議

日本年金機構の設立について

1. 日本年金機構について



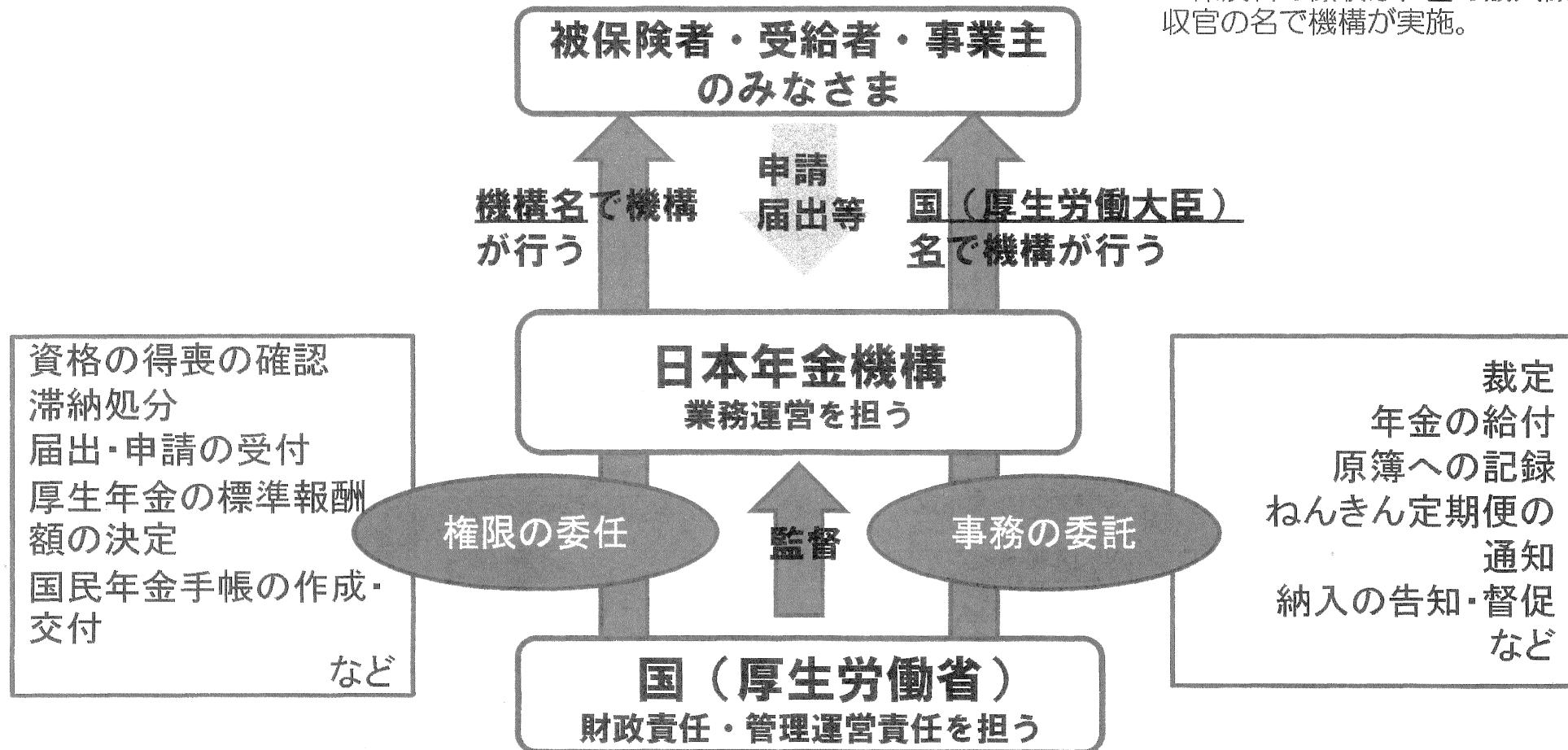
- ◆名称 日本年金機構(にっぽんねんきんきこう)
Japan Pension Service
- ◆組織 非公務員型の公法人(特殊法人)
- 日本年金機構のシンボルマーク
(平成21年6月25日決定)
日本国民の公的年金を運営する組織
であることを、「日の丸」の上に「年」の
一文字をシンボライズすることで表
現。
- 本部・地方ブロック本部(9か所)・年金事務所(312か所)
- ◆設立年月日 平成22年1月1日 *同時に社会保険庁を廃止
- ◆理事長 紀陸 孝(きりく たかし)
- ◆職員数 17830人(うち有期雇用職員6950人) *平成22年1月1日時点
- ◆業務内容 国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など)を担う。

* 日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づく

2. 日本年金機構の位置づけ

- 国（厚生労働省）が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されます。
- 国（厚生労働大臣）の権限を委任された業務（資格の得喪の確認、届出・申請の受付など）については、日本年金機構の名で機構が実施し、国（厚生労働大臣）から事務の委託を受けた業務（裁定、給付など）については、国（厚生労働大臣）の名で機構が実施することとなります。

* 保険料の徴収は、国の歳入徴収官の名で機構が実施。



3. 厚生労働省の年金管理組織体制（平成22年1月以降）



4. 日本年金機構設立の目的と理念・運営方針

日本年金機構は、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う民間法人として設立されます。

日本年金機構では、機構法の基本理念に基づき、

①お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供します。

[親切・迅速・正確で効率的なサービスの提供 運営方針（3）]

②お客様のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、分かりやすい情報公開の取組を進めます。 [国民の意見の反映等 運営方針（4）]

③1,000人規模の民間会社経験者を採用するとともに、能力・実績本位の新たな人事方針を確立し、組織風土を変えます。 [新たな人事方針の確立 運営方針（2）]

④コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスを確立します。

[組織ガバナンスの確立 運営方針（1）]

お客様へのお約束10か条



日本年金機構 ～お客様へのお約束10か条～

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのため私たちが大切にすること
 - お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
 - 正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
10. お客様の情報はしっかりと管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守られたかどうか、毎年の実績をご報告します。

もちろん、今、もっとも大切なことは一日も早く、年金記録問題を解決することです。
その解決に向けて、全力投球していきます。

～お客様へのお願い～

正確な年金記録の管理のためには、皆様のご協力が必要です。
「ねんきん定期便」でご自身の記録の確認をお願いします。
もし、事実と違うことや、気になることがございましたら、ご連絡ください。

お問い合わせには誠実に対応いたします。

◆まずは、お気軽に電話してください。

○全国統一「ねんきんダイヤル」で受け付けています。

【ねんきん定期便専用ダイヤル】

0570-058-555 月～金曜日 午前9時～午後8時まで
IP電話・PHSからは 03-6700-1144 第2土曜日 午前9時～午後5時まで

【一般的な年金相談ダイヤル】

0570-05-1165 月曜日 午前8時30分～午後7時まで
IP電話・PHSからは 03-6700-1165 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで

◆ご相談の窓口は、全国にございます。

○ご相談は、全国312ヶ所の年金事務所及び51ヶ所の年金相談センターで受け付けています。

●月曜日 午前8時30分～午後7時まで
●火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
●第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで

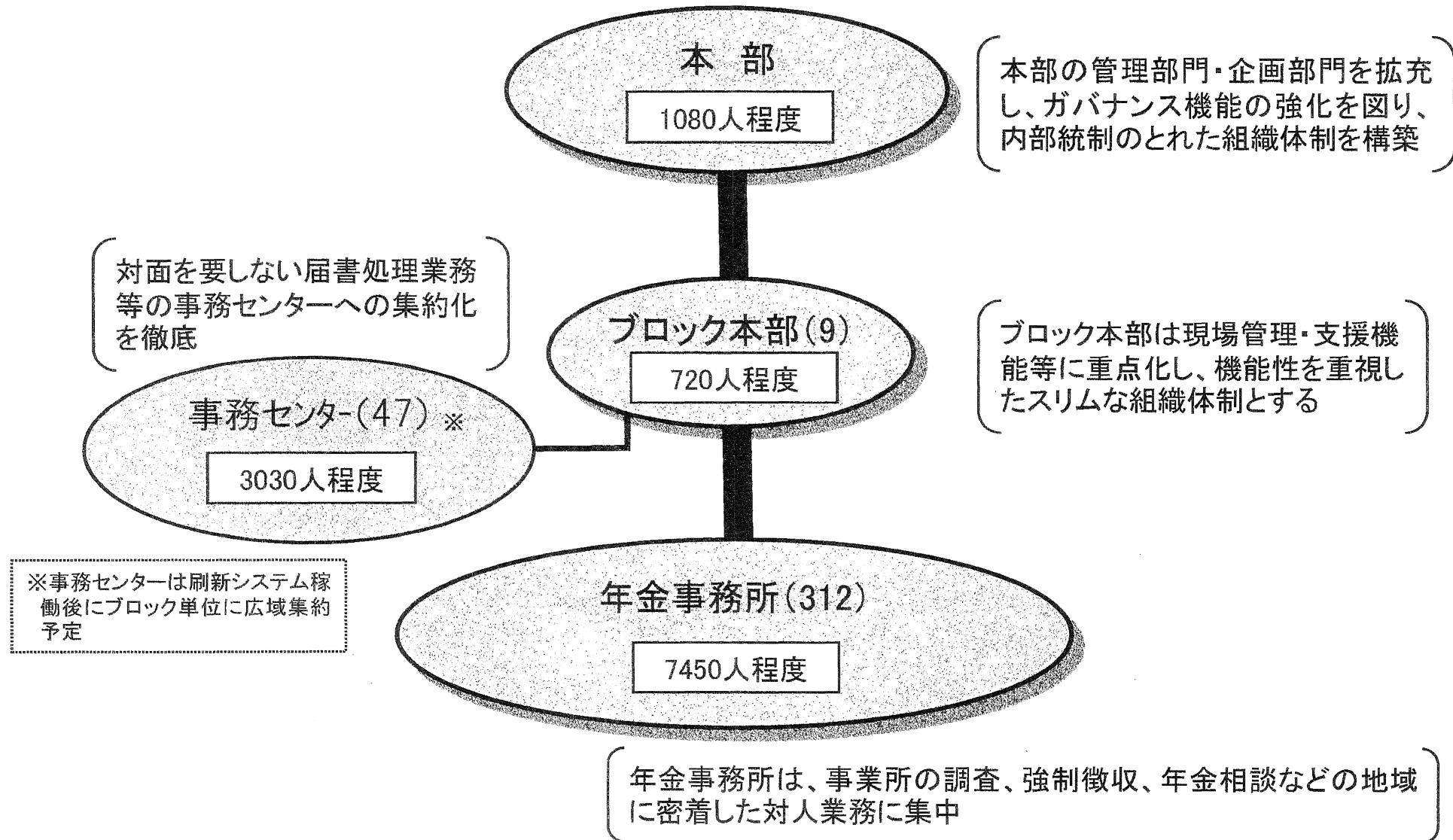
○最寄りの年金事務所等の所在地は、日本年金機構のホームページからご確認いただけます。<http://www.nenkin.go.jp/>

◆年金記録は、インターネットでもご確認できます。

○あらかじめユーザーID・パスワードを取得いただければ、インターネットでいつでも年金記録がご覧いただけます。

日本年金機構のホームページ  <http://www.nenkin.go.jp/>

5. 日本年金機構の組織の全体像



(注1)人員数には正規職員に加えて准職員(1400人)を含む

6. 本部、ブロック本部、年金事務所の所在地について

- 本部は、**旧社会保険業務センター高井戸庁舎**に設置（一部をテナントビルに設置）
- ブロック本部については、①移転して設置：北海道、愛知、広島、福岡
②旧社会保険事務局庁舎に設置：宮城、埼玉、東京、大阪、香川
- 年金事務所については、**旧社会保険事務所庁舎**をそのまま使用

【本部】

東京都杉並区高井戸西3-5-24(旧社会保険業務センター高井戸庁舎)

【ブロック本部:9か所】

ブロック本部の名称	所 在 地	担 当 地 域
北海道ブロック本部	北海道札幌市白石区	北海道
東北ブロック本部	宮城県仙台市青葉区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・信越ブロック本部	埼玉県さいたま市浦和区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
南関東ブロック本部	東京都新宿区	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部ブロック本部	愛知県名古屋市中区	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック本部	大阪府大阪市中央区	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック本部	広島県広島市中区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック本部	香川県高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック本部	福岡県福岡市博多区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【年金事務所:312か所】

旧社会保険事務所庁舎をそのまま使用(所在地に変更なし)

7. 平成22年1月以降の地方厚生(支)局組織の概要

平成22年1月、社会保険庁廃止に伴い、これまで地方社会保険事務局等において実施していた年金関係業務の一部が地方厚生(支)局に移管されることに併せ、地方厚生(支)局に新たな組織体制を構築します。

現行の主な事務

- 特定機能病院の立入検査、薬事監視
- 医療法人、社会福祉法人の認可・指導監督
- 各種養成施設の指定・指導監督
- 各種補助金の執行
- 医療構造改革推進
- 医師等国家試験監督業務
- 麻薬・覚せい剤等の取締り
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師等に対する指導監査等
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の等の申請・届出事務
- 柔道整復師の施術に係る受領委任の契約等の締結・登録事務、指導監査等
- 管内の全国健康保険協会支部及び社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

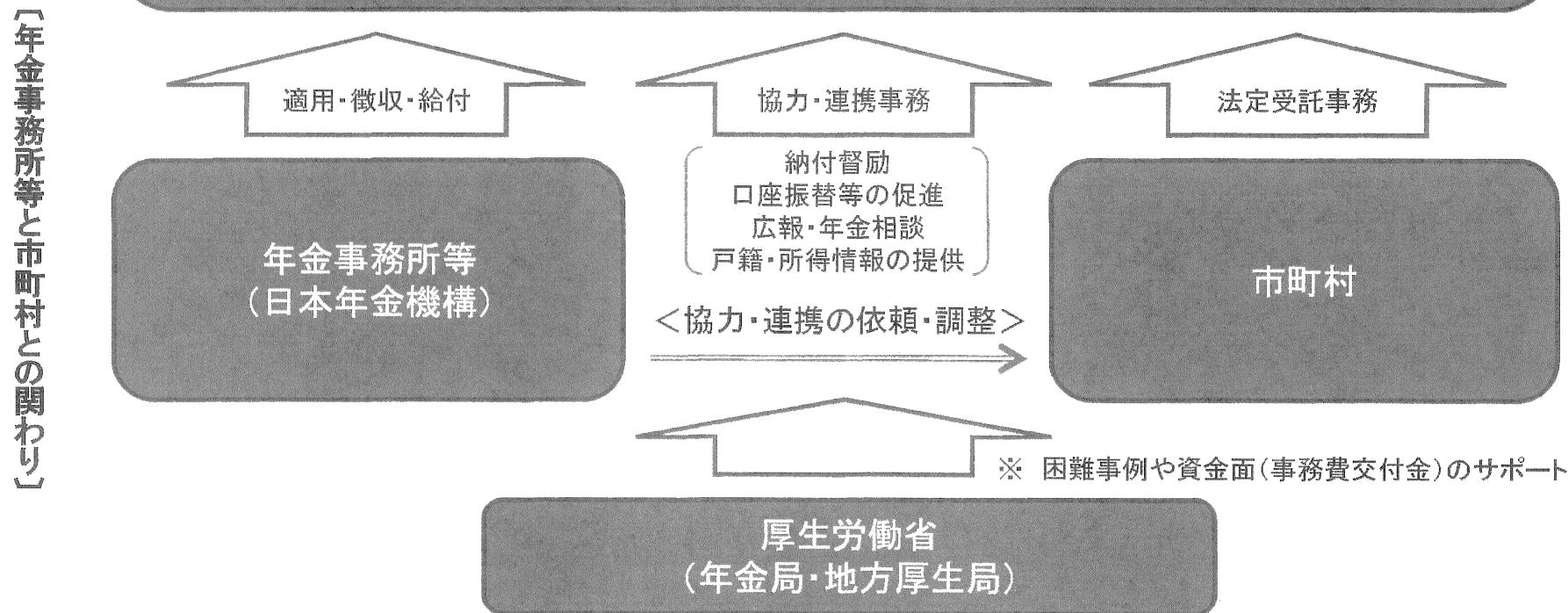
22年1月以降新たに移管される事務

- 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可、滞納処分等の結果報告とりまとめ
- 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員、収納職員の認可
- 日本年金機構が行う立入検査等の認可
- 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況、その結果の報告とりまとめ
- 日本年金機構の行う業務に係る指導監督
- 社会保険労務士の指導監督（社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）
- 年金委員の委嘱・解職
- 市町村に交付する国民年金事務取扱交付金、健康保険事務指定市町村交付金に係る審査事務
- 学生納付特例事務法人の指定、監督
- 保険料納付確認団体の指定、監督、情報提供
- 社会保険審査官事務

8. 市町村との関係

- 市町村が実施している国民年金などの「法定受託事務」の内容については、社会保険庁廃止後も、現行と変更はありません。
- また、市町村の「協力・連携事務」についても、引き続き、実施を依頼することとしており、市町村との間での具体的な調整については、年金事務所等が中心となって行うことになります。
※ 戸籍情報や所得情報の提供に関し、市町村の協力を得ることが難しい状況が生じた場合、地方厚生局がサポート。
(参考) 国民年金法等において、「市町村長は、国から委任を受けた機関に対して、被保険者等の戸籍について、無料で証明を行う」「機関は、官公署に対し、被保険者等の氏名、住所、資産・収入の状況等について、資料の提供等を求める」ことができるようとされており、法的には、機関が直接、市町村から提供を受けることは可能。
- なお、市町村への事務費交付金については、今後は厚生労働省(年金局・地方厚生局)から交付されることとなります。市町村の「協力連携計画書」の作成等において、年金事務所等が主体的に関わる仕組みを構築する方針としています。

* 地方厚生局は交付金の申請窓口、協力連携計画書の受領、審査、年金局は交付金の支払いを行います。



日本年金機構になって変わること・変わらないこと早わかり

〈変わること〉

- ・年金記録問題に引き続きしっかりと取り組みます。
- ・社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変わりますが、所在地や電話番号の変更はありません。
- ・年金証書や年金手帳はそのまま有効です。新たな手続きは必要ありません。
- ・年金の支払や各種の届出方法は、今までと変わりません。
- ・年金相談のお問い合わせ先や利用料金も変わりません。

ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555
ねんきんダイヤル 0570-05-1165

- ・社会保険事務所内に設置されている協会けんぽの出張相談窓口は引き続き年金事務所内に設置されます。

〈変わること〉

- 一気持ちを新たに取り組み、更なる改善に努めます
- ・本部が霞ヶ関から高井戸へ移ります。
- ・お客様にご案内する通知書等の名義が、社会保険庁から厚生労働省又は日本年金機構に変わります。
- ・「お客様へのお約束10か条」を掲げ、お客様の立場に立った効率的なサービスを提供します。
- ・理事長へのメール・手紙などによって、国民の皆さまからお寄せいただくご意見・アイデアを業務運営に積極的に反映します。
- ・能力・実績本位の人事方針を確立し、組織風土を変えます。
- ・組織改革・意識改革・業務改革を断行します。

年金記録問題の取組について

年金記録問題への取組

問題の所在と対応策

問題の所在

基礎年金番号に未統合の記録が18年6月時点で5000万件存在

※ 平成9年に1人1番の基礎年金番号が導入された当時のコンピュータ記録の総数は3億件

対応策

・「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合

- 1)「名寄せ特別便」…基礎年金番号の記録との突合により結びつく可能性のある記録があつた方(平成19年12月～3月)
- 2)「全員特別便」…それ以外の全ての方(平成20年4～10月)

・記録の内容に応じた未統合記録の解明

※住基ネットによる「生存者」「5年以内死亡者」の特定など

年金記録の正確性の問題

- 1)過去の紙台帳(マイクロフィルムを含む)からコンピュータへの記録の転記が不正確
- 2)厚生年金の標準報酬等を不適切に遡及訂正した事案
- 3)本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

・年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

- 1)全ての加入者に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)
- 2)インターネットによる記録照会サービスを受給者にも拡大(20年度中)

・コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

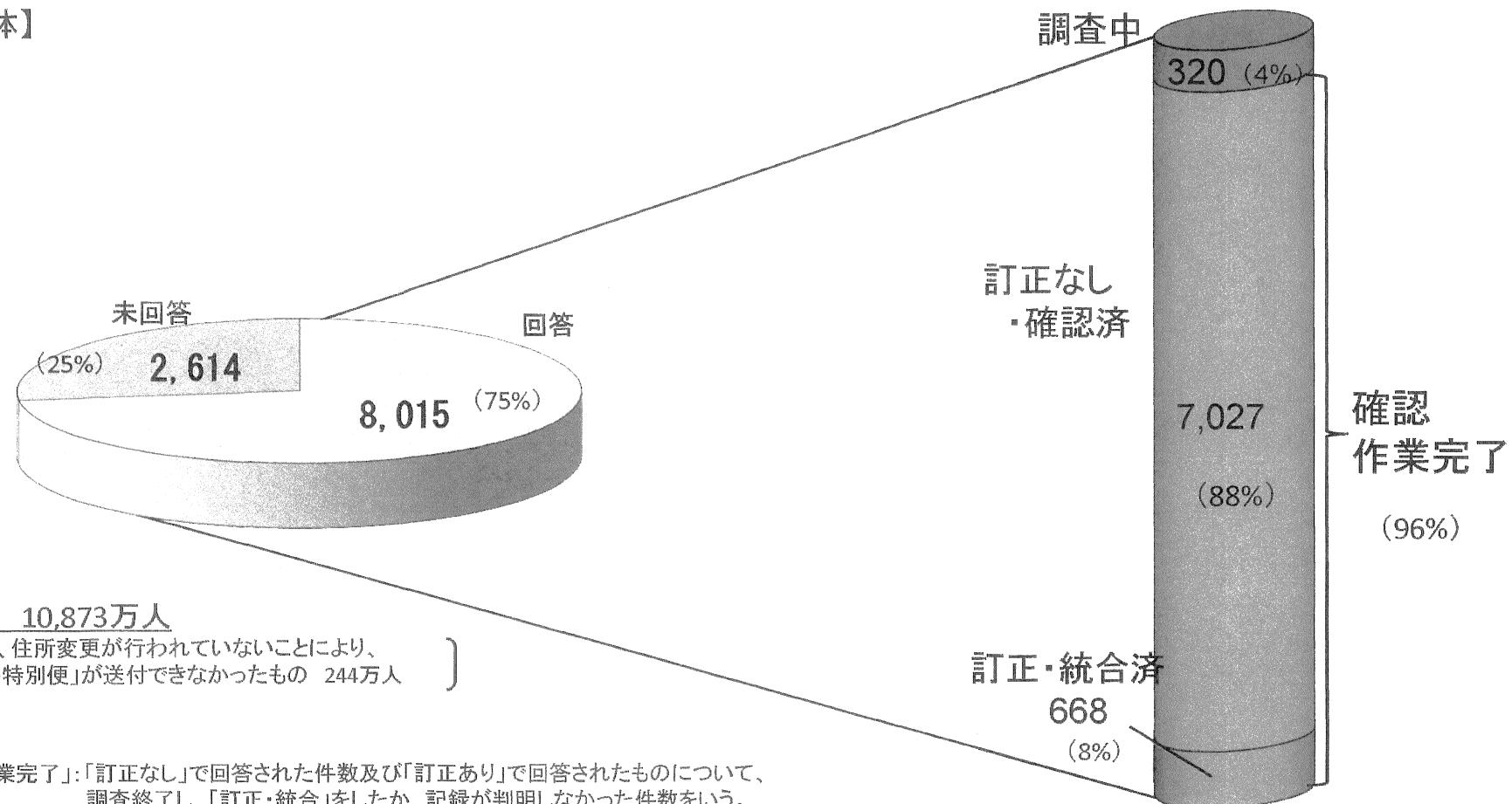
・標準報酬等の遡及訂正事案への対応

・年金記録確認第三者委員会(総務省)

「ねんきん特別便」

- 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様に記録を確認いただきしており、このうち約8,015万人(21年11月27日現在)から回答をいただき、このうち、約96%の方(約7,695万人)の年金記録の確認作業が終了した。

【全体】



単位:万人

【受給者】

未回答 513(14%)

名寄せ便 34
(1%)

全員便 479
(13%)



回答 3,170(86%)

送付数 3,695万人

[このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかつたもの 13万人]

調査中
78
(3%)

名寄せ便 16(1%)
全員便 62(2%)

このうち8万人は、「訂正なし」との回答があつたものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの

訂正なし
・確認済
2,895
(91%)

名寄せ便 138
(4%)

全員便 2,757(87%)

訂正・統合済
197
(6%)

名寄せ便 112
(3%)

全員便 85
(3%)

調査中
242
(5%)

名寄せ便 34(1%)
全員便 208(4%)

名寄せ便 145
(3%)

全員便 3,087(82%)

名寄せ便 299
(6%)

全員便 172
(4%)

【加入者】

未回答 2,102(30%) 名寄せ便 212
(3%)

全員便 1,890
(27%)

全員便 4,367
(63%)

名寄せ便 478
(7%)

21年11月27日現在

回答 4,845(70%)

送付数 7,178万人

[このうち、住所変更が行われていないことにより、「ねんきん特別便」が送付できなかつたもの 231万人]

調査中
78
(3%)

名寄せ便 16(1%)
全員便 62(2%)

このうち8万人は、「訂正なし」との回答があつたものについて、現在、フォローアップ照会を実施しているもの

訂正なし
・確認済
2,895
(91%)

名寄せ便 138
(4%)

全員便 2,757(87%)

訂正・統合済
197
(6%)

名寄せ便 112
(3%)

全員便 85
(3%)

調査中
242
(5%)

名寄せ便 34(1%)
全員便 208(4%)

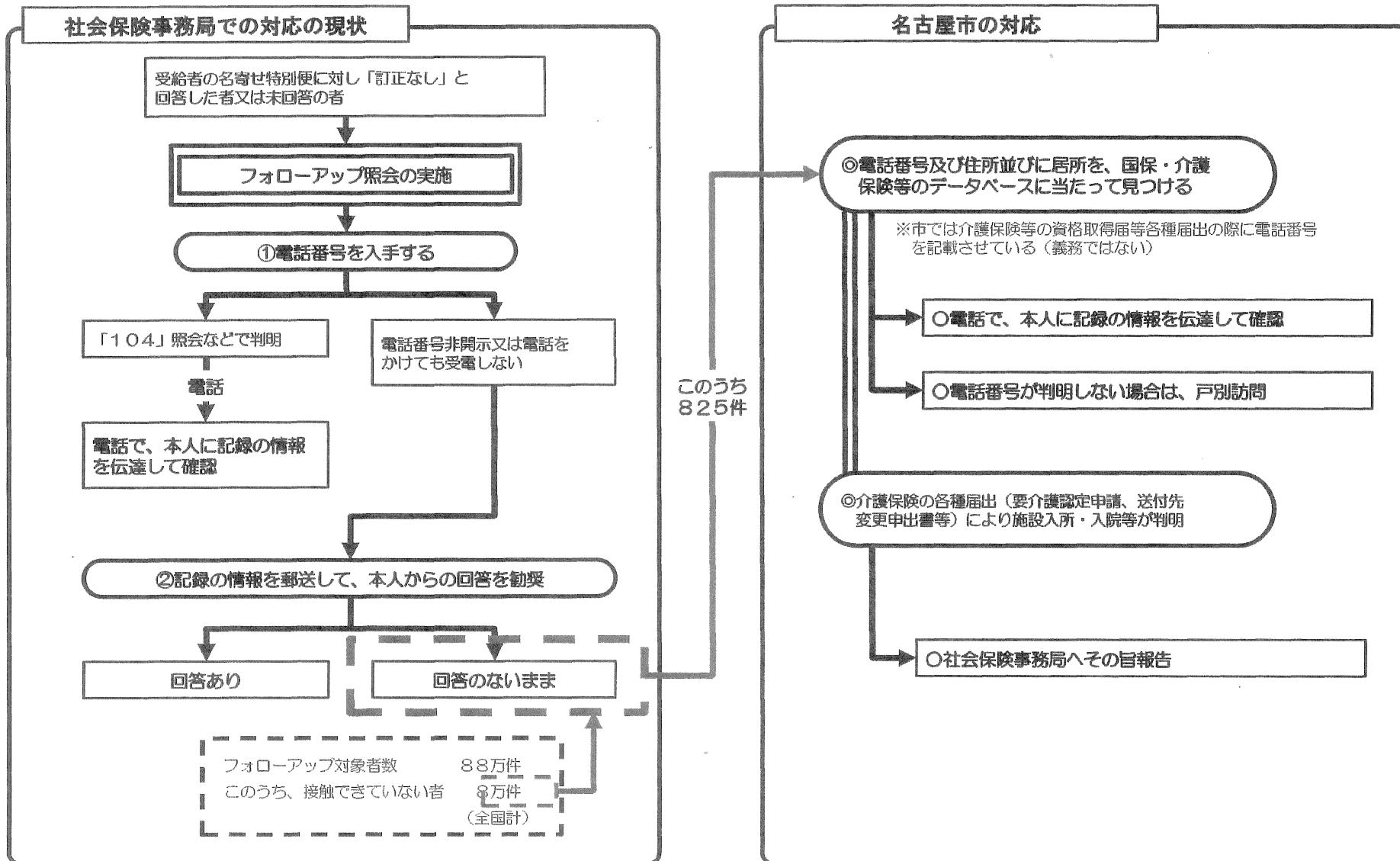
名寄せ便 145
(3%)

全員便 3,087(82%)

名寄せ便 299
(6%)

全員便 172
(4%)

受給者の名寄せ特別便送付者への対応



名寄せ特別便に関する市区町村の協力の状況（平成22年1月5日現在）

○ 社会保険事務局・社会保険事務所から市区町村への協力要請済数	1576市区町村
① 協力するとの回答が得られた市区町村数	1181市区町村
(うち、協力実施中の市区町村数)	110市区町村)
② 協力できないとの回答が得られた市区町村数	10市区町村
③ 検討中の市区町村数	385市区町村
※ 名古屋市と同様に、市区町村から協力の申出があった市区町村数	11市区町村
(ア) 協力実施中の市区町村数	5市区町村 〔名古屋市・神戸市・大阪市・京都市・堺市〕
(イ) 実施に向けて調整中の市区町村数	6市区町村 〔姫路市・浜松市・豊橋市・春日井市・小牧市 甚目寺町〕
※ 調査対象者がいない市区町村数	208市区町村
<u>全国の市区町村数</u> <u>1795市区町村</u>	

- 協力いただいた市町村には、国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付。
(電話番号の提供@30円/件、市町村職員が電話@165円/件、市町村職員が訪問@165円/件+@730円/日)

名古屋市「消えた年金記録」調査実施結果

9月14日～

調査開始

【対象】
約4,000件
(1,462人)

【方法】
名古屋市の
福祉情報を
もとに連絡
先を把握

10月15日～
12月15日

電話調査
訪問調査

【対象】
1,091件
(825人)

【方法】
名古屋市職
員が、年金
記録を提示
し本人の記
録かどうか
を確認

(9月14日
以降、社会
保険事務所
への申出が
増)

直轄生判明
1,083件
99%

名古屋市実施分 802件 (639人)

515件が本人の年金記録であると確認
⇒約64%が解決

区分		調査件数	対象人数
電話	本人の記録と確認できたもの	374件	298人
	社会保険事務所へ既に届出・相談済み	89件	68人
	本人の記録ではない又は確認できないもの	138件	118人
	回答を拒否	6件	4人
訪問	本人の記録と確認できたもの	52件	38人
	本人の記録ではない又は確認できないもの	14件	10人
	不在 (勧奨文書を投函)	86件	72人
	居住不明 (表札等で居住の確認できず)	12件	12人
	回答を拒否	6件	4人
	調査除外 (新たに介護施設等への入所判明)	25件	15人
	合 計	802件	639人

愛知社会保険事務局実施分 289件 (186人)

区分		調査件数	対象人数
	介護施設・老人ホーム・病院入所	209件	127人
	死亡	38件	26人
	市外転出	14件	12人
	市内に住民登録はあるが、連絡先が市外	20件	19人
	市内に住民登録なし	8件	8人

厚生労働省

名古屋方式



各市区町村
に協力要請

11月13日～

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

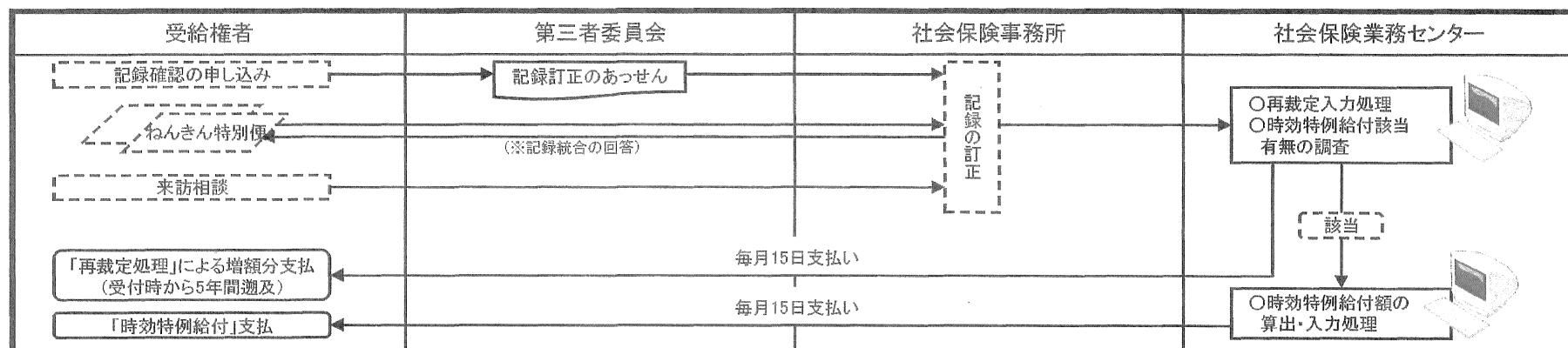
	(19年12月)	(21年9月)
・基礎年金番号に統合済みの記録	310万件	1257万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等)	1240万件	1603万件
・名寄せにより特別便を送付した記録	1100万件	654万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)		553万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録	2445万件	1028万件
計	5095万件	5095万件

再裁定処理体制の強化

これまでの取組

- 「ねんきん特別便」による記録の統合などにより、再裁定の申出が増加していることにより、再裁定の処理に要する期間が長めになっているため、再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能を強化する等体制を強化。

【『記録の訂正(追加・統合)』に伴う裁定の変更(再裁定)処理及び時効特例給付支給までの事務処理の流れ】



現在の状況

- 21年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6か月程度を要していたところ。任期付き職員等の処理能力の向上、社保事務局からの支援の充実、再裁定処理システムの機能強化により、昨年8月には、処理期間が3ヶ月程度に短縮された。

【再裁定の処理件数及び処理体制】

	(20年12月)	(21年4月)	(21年10月)
処理件数	8万件／月	19万件／月	14万件／月
処理体制	280人	486人	469人
支払までの期間	7ヶ月程度	6ヶ月程度	2.5ヶ月程度

※ 昨年夏にかけては、再裁定処理の複雑な事案を重点的に処理しているため、処理件数が若干減少している。

「ねんきん定期便」

概要

- 国民年金・厚生年金の被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する情報を分かりやすく通知し、ご確認いただくため、平成21年4月から、毎年誕生日月に「ねんきん定期便」を送付している。

通知する内容

(1) 21年度

- ①年金加入期間(加入月数、納付済月数等)
- ②年金見込額
- ③保険料の納付額(被保険者負担分累計)
- ④年金加入履歴(加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等)
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)

(2) 22年度以降

- ・上記①～③について、更新し通知する。また、上記⑤及び⑥について、直近一年分を通知する。
- ・節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の方々に対しては、21年度と同内容を更新して通知する。

※名寄せ特別便に未回答の方及び「訂正なし」と回答した方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、記録確認の注意喚起の文書、特別便に未回答の方には回答のお願いを同封。

相談体制等

- 「ねんきん定期便」について、テレビ、新聞折込等により周知広報を実施している。
- 「ねんきん定期便専用ダイヤル」を設置し、「ねんきん定期便」に関する電話相談に対応するほか、社会保険事務所の窓口においても対応している。

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、21年3月末までに概ね終了。

(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

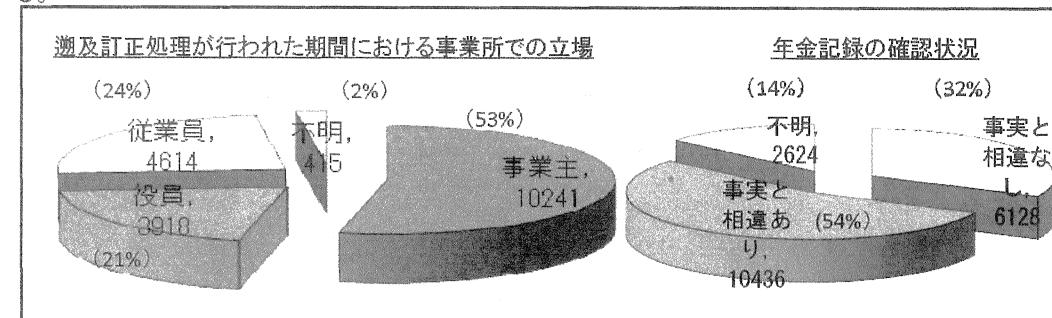
※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方

1,335件(7.0%)

うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について一定の条件を満たす場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録回復を行うこととした。
※ 社会保険事務所における記録回復の状況(21年12月4日現在(速報値)) 644件
(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 512件^(*))
* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数: 1,535件
(21年3月31日までの訪問実施分)
- 社会保険事務所段階で記録回復を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に記録回復を行うこととした。
* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で記録回復を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録回復を進める。
- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

今後の対応

- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」^(※)や21年12月に送付を開始した厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」^(※)などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。
(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)。
- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での記録回復や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

年金記録問題対応のための平成22年度予算案について

(平成22年度予算案額)

1. 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ

427億円

- 被保険者名簿等の紙台帳等について、年金記録総合管理・照合システム（電子画像データ検索システム）を活用して個人単位でのコンピュータ記録との突合せを開始する。その際、予算を効率的・効果的に活用するため、受給に結び付く可能性の高い台帳等から優先的に照合する。初年度については全体の約10%の突合せを行う。

2. 常に年金記録が確認できる仕組み

40億円

- 年金加入者などの方が、パソコンを使いインターネットで即時に自身の保険料納付状況などの年金記録を閲覧、印刷できる仕組みを充実し、新たにID・パスワードもインターネットで取得できるようにする。また、自宅にパソコンのない方なども、市区町村や郵便局等で、職員等のサポートにより年金記録を閲覧、印刷ができるようにする。

3. 年金受給者への標準報酬月額等のお知らせ

122億円

- 厚生年金受給者に対し、標準報酬月額の情報を含む年金記録をご本人に確認いただくため、お知らせを送付する。

4. 再裁定等の事務処理の強化

56億円

- 再裁定等の事務処理の促進し、事務処理期間の短縮を図る。

5. 厚生年金基金記録との突合せ

34億円

- 厚生年金基金に加入されていた方について、国に届けられた被保険者記録と厚生年金基金に届けられた加入員記録を突合せ、記録の整備を行う。

6. 「今後解明を進める記録」の解明・統合

53億円

- サンプル調査など各種の解明作業による基礎年金番号に統合されていない記録の統合の促進等を行う。

7. 信頼される日本年金機構の構築

177億円

- サービスの質の向上、業務運営の効率化、公正性及び透明性の確保のため、外部専門家による診断(検証)、「お客様へのお約束10カ条」の達成状況について民間の覆面調査員による調査及びアニマルレポート(年次報告)の作成を行う。
- また、年金制度の本来の役割を確保するため、厚生年金の未適用事業所対策を強化し、適用・収納対策への効果的な取組みを実施するなど、日本年金機構に対する国民の信頼を確保する。

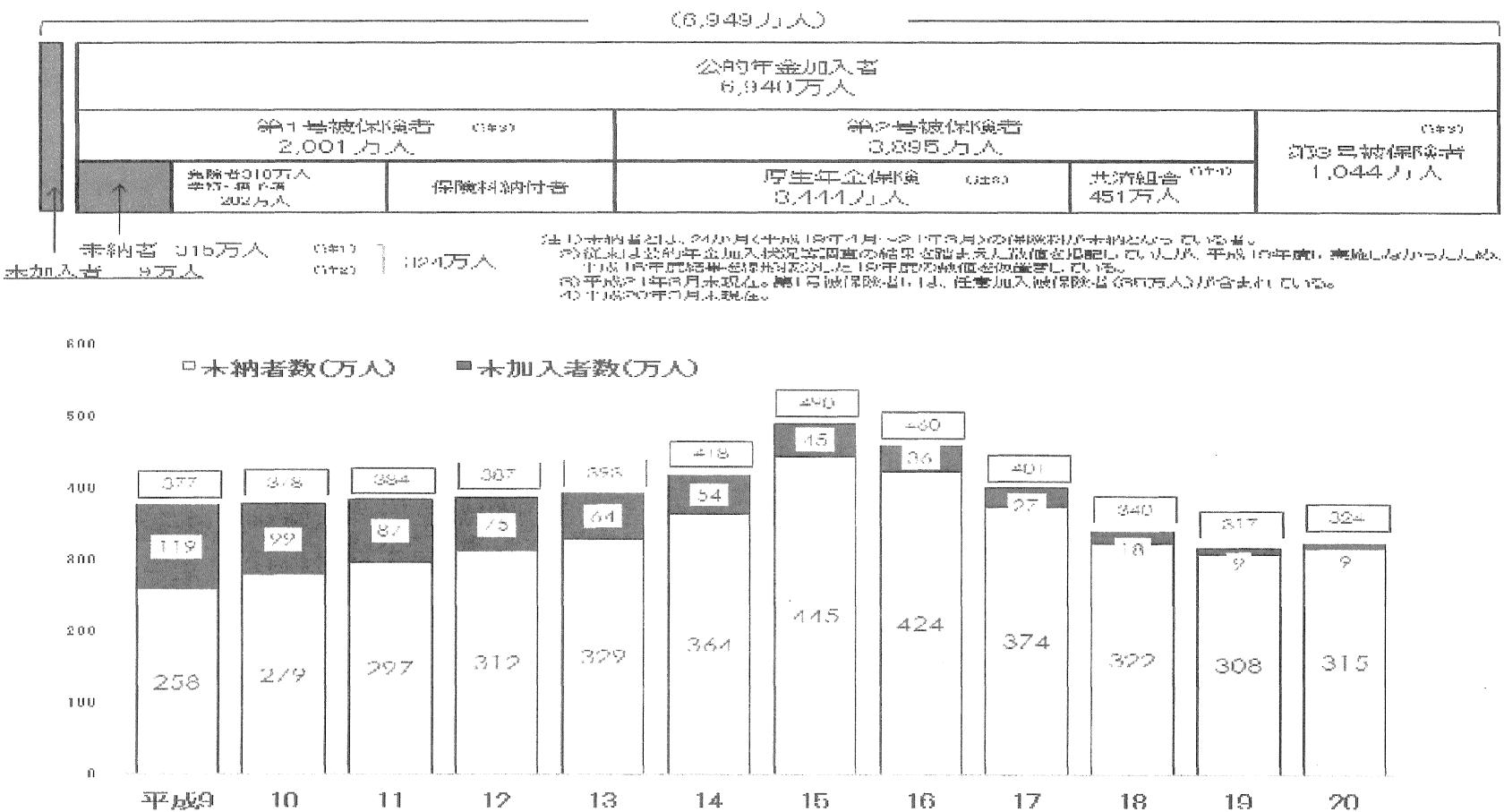
合計

910億円

公的年金加入者の状況等

《公的年金加入者の状況(平成20年度末)》

- 公的年金加入対象者全体でみると、約9割の者が保険料を納付(免除及び納付猶下を含む)。
- 未納者数は約31万人、未加入者は約9万人。(公的年金加入対象者の約10%)
- ※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が区分の1割引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られるところ。



都道府県別にみた社会保険事業の給付の規模

(平成19年度)

都道府県名	年 金 百 万 円	医 療 百 万 円	合 計 百 万 円	(参考)県民 (国民)所得 百万円			県民(国民)所得比 年 金 % 医 疗 %		
				(国民)所得 百万円	年 金 % 医 疗 %	医 疗 %	年 金 % 医 疗 %	合 計 % 医 疗 %	
全国	40,995,926	4,265,845	45,261,771	374,768,200	10.9	1.1	1.8	1.1	12.1
北海道	1,762,937	248,495	2,011,432	13,792,369	12.8	1.1	1.6	1.4	14.6
青森県	385,469	54,261	439,730	3,475,241	11.1	1.1	1.6	1.2	12.7
岩手県	431,023	52,797	483,819	3,224,704	13.4	1.1	1.6	1.1	15.0
宮城県	675,085	85,467	760,552	6,158,004	11.0	1.1	1.4	1.2	12.4
福島県	374,727	48,969	423,696	2,646,841	14.2	1.1	1.9	1.6	16.0
山形県	395,419	47,240	442,659	2,985,335	13.2	1.6	1.6	1.4	14.8
福島県	635,360	80,328	715,688	5,771,566	11.0	1.1	1.4	1.2	12.4
新潟県	850,035	70,602	920,637	8,449,933	10.1	0.8	1.0	0.8	10.9
長野県	585,717	60,141	645,859	6,256,067	9.4	1.0	1.1	1.0	10.3
岐阜県	638,000	65,237	703,736	5,903,114	10.8	1.1	1.1	1.1	11.9
愛知県	2,084,344	131,190	2,215,534	20,940,880	10.0	0.6	0.6	0.6	10.6
三重県	1,869,627	109,987	1,979,614	17,987,177	10.4	0.6	0.6	0.6	11.0
滋賀県	3,749,074	313,622	4,062,695	61,020,110	6.1	0.5	0.6	0.5	6.7
京都府	2,864,886	163,868	3,028,754	28,754,894	10.0	0.6	0.6	0.6	10.5
大阪府	851,225	96,932	948,157	6,612,736	12.9	1.5	1.5	1.5	14.3
兵庫県	442,632	49,138	491,791	3,344,842	13.2	1.5	1.5	1.4	14.7
神奈川県	405,166	55,760	460,926	3,288,019	12.3	1.7	1.7	1.4	14.0
埼玉県	293,308	36,751	330,059	2,308,738	12.7	1.6	1.6	1.4	14.3
群馬県	257,187	27,400	294,927	2,440,906	10.5	1.1	1.1	1.1	11.7
栃木県	808,912	70,342	879,254	6,103,786	13.3	1.2	1.2	1.2	14.4
茨城県	711,460	81,495	792,954	6,025,691	11.8	1.4	1.4	1.3	13.2
栃木県	1,346,358	112,652	1,459,011	12,868,400	10.5	0.9	0.9	1.1	11.3
福島県	2,297,618	248,072	2,545,690	25,645,144	9.0	1.0	1.0	0.9	11.9
福島県	651,760	58,902	710,663	5,979,857	10.9	1.0	1.0	1.0	10.5
福島県	446,495	43,999	490,494	4,655,442	9.6	0.9	0.9	1.0	10.5
福島県	863,503	99,286	962,789	7,863,731	11.0	1.3	1.3	1.2	12.2
福島県	2,791,814	335,359	3,127,173	27,174,222	10.3	1.2	1.2	1.1	11.5
福島県	1,962,201	177,901	2,140,102	16,109,311	12.2	1.1	1.1	1.1	13.3
福島県	472,006	45,610	517,616	3,811,245	12.4	1.2	1.2	1.2	13.6
福島県	351,383	36,795	388,178	2,740,549	12.8	1.3	1.3	1.3	14.2
福島県	209,244	27,940	237,184	1,463,218	14.3	1.9	1.9	1.6	16.2
福島県	282,019	33,419	315,438	1,794,754	15.7	1.9	1.9	1.7	17.6
福島県	728,038	93,709	821,747	5,472,839	13.3	1.7	1.7	1.5	15.0
福島県	1,056,280	126,982	1,183,263	8,896,619	11.9	1.4	1.4	1.3	13.3
福島県	619,843	57,483	677,326	4,276,293	14.5	1.3	1.3	1.3	15.8
福島県	259,925	36,574	296,499	2,169,413	12.0	1.7	1.7	1.7	13.5
福島県	376,621	48,235	424,856	2,742,621	13.7	1.8	1.8	1.5	15.8
福島県	512,290	60,671	572,961	3,631,280	14.1	1.7	1.7	1.5	15.8
福島県	268,567	32,691	301,258	1,712,801	15.7	1.9	1.9	1.7	17.6
福島県	1,590,238	233,672	1,823,910	13,467,999	11.8	1.7	1.7	1.5	13.5
福島県	269,590	38,400	307,990	2,135,554	12.6	1.8	1.8	1.4	14.4
福島県	472,650	59,600	532,249	3,165,292	14.9	1.9	1.9	1.6	16.8
福島県	551,382	77,214	628,595	4,403,183	12.5	1.8	1.8	1.4	14.3
福島県	386,901	55,095	441,995	3,127,561	12.4	1.8	1.8	1.4	14.1
福島県	348,630	49,365	397,995	2,468,024	14.1	2.0	2.0	1.6	16.1
福島県	536,556	72,478	609,034	3,979,294	13.5	1.8	1.8	1.5	15.3
福島県	254,288	53,378	307,665	2,858,381	8.9	1.9	1.9	1.0	10.8
その他	18,115	.	18,115

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金を含む。) 受給者の年金総額(平成 19 年度末現在)である。

2. 新法船員保険の簡便廉価保険、法第3条第2項被保険者及び船舶保険の保険給付費(平成 19 年度)であり、それは各社会保険事務所の所のうちの医療費及び薬剤支給については医療機関の所在する都道府県に計上、それ以外は各都道府県に計上してい。る。

3. 県民(国民)所得は、全国は平成 19 年度の国民所得であり、各都道府県は平成 18 年度の県民所得である。

24

都道府県別にみた国民年金保険料の納付率（平成20年度）

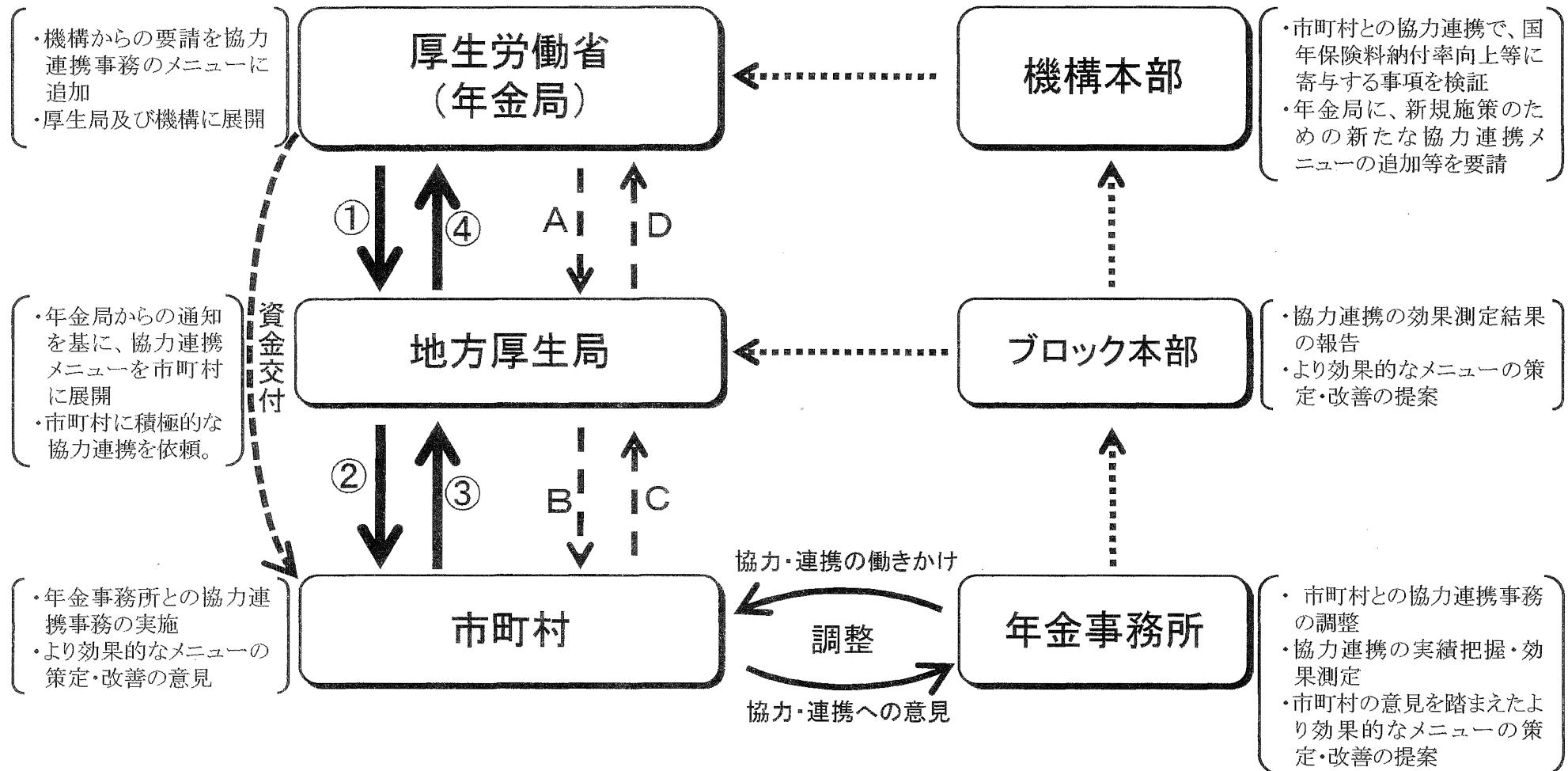
都道府県	納付率	(参考) 介護保険料の収納(平成19年度)	
		特別徴収の収納額(百万円)	特別徴収の割合(%)
北海道	60.1%	49,182	88.8%
	60.0%	16,028	90.3%
	71.7%	13,694	92.0%
	60.0%	19,184	90.5%
	73.7%	13,135	92.3%
山形県	73.7%	13,252	93.4%
	65.2%	18,240	91.9%
	59.1%	22,572	89.5%
	60.6%	15,861	91.0%
	66.2%	19,077	91.4%
埼玉県	59.0%	49,460	87.2%
	59.4%	44,881	87.9%
	57.7%	105,003	86.0%
	60.1%	70,060	87.7%
	74.5%	26,801	92.2%
富山県	73.0%	13,699	91.7%
	73.2%	12,740	90.5%
	74.0%	8,875	91.8%
	70.7%	7,769	91.5%
	71.3%	23,590	92.1%
岐阜県	71.4%	19,829	90.7%
	65.6%	33,894	91.2%
	64.4%	60,463	89.0%
	69.1%	18,709	91.0%
	69.1%	11,448	91.2%
京都府	62.8%	25,980	88.4%
	52.8%	81,629	86.4%
	61.2%	53,692	88.4%
	65.9%	12,816	88.5%
	71.3%	11,786	89.8%
鳥取県	70.2%	6,914	92.1%
	75.9%	9,381	92.7%
	64.4%	21,828	91.3%
	65.7%	30,208	90.0%
	70.6%	16,923	91.5%
島根県	64.7%	9,943	90.4%
	71.0%	10,068	91.7%
	70.4%	16,873	91.4%
	66.7%	9,039	89.6%
	61.2%	49,090	88.6%
佐賀県	66.9%	9,712	92.3%
	57.5%	17,163	90.3%
	63.0%	20,196	91.2%
	68.2%	12,701	89.9%
	62.3%	11,293	90.1%
鹿児島県	61.0%	17,280	91.0%
	40.2%	10,649	89.4%
全国計	62.1%	1,172,608	89.3%

$$\text{注1) 納付率(%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

納付対象月数とは、第1号被保険者が当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・若年者納付猶予月数・学生納付特例月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数である。

注2)介護保険料の収納(平成19年度)については、「平成19年度介護保険事業状況報告(年報)」のデータを参照の上、作成。

市町村における協力・連携計画書、交付金事務の流れ



● 資金交付・決算審査等に関する流れ

- ① 交付金の資金交付等に関する通知
- ② 交付金の資金交付等に関する申請
- ③ 交付金の資金交付等に関する申請
- ④ 交付金の資金交付等に関する報告

● 協力連携計画書に関する流れ

- A 協力・連携計画書の策定依頼
- B 市町村への協力・連携計画書の策定依頼
- C 協力・連携計画書の提出
- D 協力・連携計画書の取りまとめ・送付

平成22年度の国民年金等事務取扱交付金の年間業務の流れ

全 体	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度の国民年金等事務取扱交付金の予算の概要の通知 ・当年度の国民年金等事務取扱交付金協力連携計画書の作成・提出
5月	・当年度国民年金等事務取扱交付金の概算交付申請
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度国民年金等事務取扱交付金の概算交付決定 ・第1四半期資金交付
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の国民年金等事務取扱交付金の決算審査 ・当年度の国民年金等事務取扱交付金協力連携計画書の見直し(第1回) ・第2四半期資金交付
9月	・決算実地審査
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・決算実地審査 ・第3四半期資金交付
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・決算実地審査 ・当年度の国民年金等事務取扱交付金協力連携計画書の見直し(第2回)
12月	・決算実地審査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の国民年金等事務取扱交付金の政府予算案の概要の通知 ・国民年金等事務取扱交付金の当年度精算交付事務の取扱通知
2月	・国民年金等事務取扱交付金の当年度精算交付事務の市町村への説明
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」及び「国民年金の事務費交付金の算定に関する省令」の改正 ・交付要綱取扱通知 ・国民年金等事務取扱交付金の当年度精算交付(第4四半期資金交付)
協力・連携計画書関係(市町村)	
4月	・当年度の国民年金等事務取扱交付金協力連携計画書の作成・提出
8月 頃	・当年度の国民年金等事務取扱交付金協力連携計画書の実績を踏まえた見直し(第1回)
11月 頃	・当年度の国民年金等事務取扱交付金協力連携計画書の実績を踏まえた見直し(第2回)
資金交付関係(国:年金局)	
5月	・当年度国民年金等事務取扱交付金の概算交付申請
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度国民年金等事務取扱交付金の概算交付決定 ・第1四半期資金交付
8月	・第2四半期資金交付
10月	・第3四半期資金交付
翌年 1月	・国民年金等事務取扱交付金の当年度精算交付事務の取扱通知
翌年 2月	・国民年金等事務取扱交付金の当年度精算交付事務の市町村への説明(地方厚生局)
翌年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」及び「国民年金の事務費交付金の算定に関する省令」の改正 ・交付要綱取扱通知 ・国民年金等事務取扱交付金の当年度精算交付(第4四半期資金交付)
決算審査関係(国:地方厚生局)	
8月	・前年度の国民年金等事務取扱交付金の決算審査
9月～12月	・決算実地審査
その他(国:年金局)	
4月	・当年度の国民年金等事務取扱交付金の予算の概算の通知
翌年1月	・翌年度の国民年金等事務取扱交付金の予算案の概算の通知
概ね3年に1回	・決算詳細調査【実態調査】

- 市町村が策定した協力・連携計画書は、地方厚生局に提出し、地方厚生局から年金局へ提出

- 各種通知は、年金局から地方厚生局を経由して、市町村へ通知
- 事務説明は、地方厚生局が実施
- 概算交付申請書及び精算交付申請書等は、市町村から地方厚生局を経由して年金局へ提出
- 資金交付は、年金局から市町村へ交付

- 決算審査及び決算実地審査は地方厚生局が実施

- 通知は年金局から地方厚生局を経由して通知
- 調査は年金局と地方厚生局が連携して実施

「独立行政法人地域医療機能推進機構法」提出の背景について

① 経緯と現状

- (1) 社会保険病院(53病院)や船員保険病院(3病院)は、主に昭和20年代に、政管健保・船員保険の被保険者の保険診療を確保するために整備。厚生年金病院(10病院)は、障害年金受給者等のため、整形外科、リハビリ等を中心に整備。現在、社会保険病院の多くは地域医療を担う役割。
- (2) 社会保険病院及び厚生年金病院については、平成14年医療保険制度改革及び平成16年年金制度改革時に、厳しい保険財政の状況等を踏まえ、整理合理化を図ることが求められてきた。
- (3) 一方、病院の保有者の社会保険庁の改革が進んでおり、平成20年10月に全国健康保険協会が設立された際には、社会保険病院及び厚生年金病院のすべてを独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)に出資した。
※ 船員保険病院は、RFOではなく国が保有。

② 政策転換の背景

地域の医師不足などを背景に、地域において急性期医療や産科・小児科等を担う医療機能の確保が困難になっている状況が深刻化している中、RFOの現行法上の設置期限は22年9月末までであり、社会保険病院等の存続のための新たな受皿を整備することが必要となっている。

政権交代による政策転換として、病院存続の方針を明確にすることにより、将来に不安を感じる医療スタッフの流出を防止し、病院機能の維持を図ることが求められている。

※ RFOの設置期限までに法案が成立する必要。

<民主党> (政策集 INDEX 2009)

- 現役医師の有効活用策で医療従事者不足を軽減
厚生年金病院及び社会保険病院は公的に存続させることを原則に、新たに「地域医療推進機構（仮称）」を設置して両病院の管理、運営にあたらせます。

独立行政法人地域医療機能推進機構法案について

(1) 現状の概要

社会保険病院・厚生年金病院については、国から（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、病院売却を進めるという従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受皿となる（独）地域医療機能推進機構を設立する。

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構

業務 現在の社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の3グループ全体を対象とし、新たな機構が保有し運営する病院として位置付ける

(3) 法律施行までの収支

法案においては、次のようなスケジュールを予定。

平成22年 9月末 RFOの存続期限を6ヶ月間延長

平成23年 4月 新機構を設立（社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継）
病院の運営は、引き続き従来の特例民法法人等に委託

平成25年 4月 運営委託をやめて、新機構が自ら病院を運営

平成28年目途 法施行5年後を目途に機構の在り方について検討

社会保険病院の概要

1. 設置根拠

国（社会保険庁）は、健康保険法第150条の規定に基づき、保険者が行う保健福祉事業の一環として病院を設置

○健康保険法（大正11年法律第70号）（抜粋）

第6章 保健事業及び福祉事業

第150条

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

2. 設置主体等

(1) 設置者

社会保険庁（政管健保の保険者（平成20年9月末まで））

(2) 設置時期

主として昭和20年代

(3) 設置数

全国に53病院（延べ14,616床、平均276床）

うち、29病院が介護老人保健施設を併設

3. 運営

(1) 経営は公益法人及び地方公共団体に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、運営費の補助は行っていない（国有民営方式）。

また、平成17年度から、保険料財源を財源とした病院整備を取り止めるとした。

[委託先法人]

（社）全国社会保険協会連合会（49病院）、公立紀南病院組合（1病院）、岡谷市（1病院）、（財）平成紫川会（1病院）、（社）地域医療振興協会（1病院）

(2) 経営状況

年 度	収 入	支 出	収支差	備 考
平成18年度	2,871億円	2,842億円	+29億円	単年度黒字 36病院 単年度赤字 17病院
平成19年度	2,937億円	2,925億円	+13億円	単年度黒字 40病院 単年度赤字 13病院
平成20年度	2,911億円	2,928億円	-17億円	単年度黒字 30病院 単年度赤字 23病院

※平成15年度以降は、建物等更新費用を計上。（平成18年度90億円、平成19年度90億円、平成20年度87億円）

※平成20年度末の累積剰余は、664億円。

※平成20年度末の累積剰余黒字病院は38病院、赤字病院は15病院。

社会保険病院(53ヶ所)

(平成21年4月1日現在)

No.	県名	施設名称	老健	看護養成所	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	北海道	札幌社会保険総合病院			札幌市厚別区厚別中央2条6-2-1	昭22. 2	276	(社)全国社会保険協会連合会
2	"	北海道社会保険病院	○		札幌市豊平区中の島1条8-3-18	昭28. 2	350	"
3	宮城	宮城社会保険病院	○		仙台市太白区中田町字前沖143	昭21. 9	200	"
4	"	仙台社会保険病院			仙台市青葉区堤町3-16-1	昭27. 8	428	"
5	秋田	秋田社会保険病院	○		能代市綠町5-22	昭20. 12	167	"
6	福島	社会保険二本松病院	○		二本松市成田町1-553	昭27. 9	160	"
7	栃木	宇都宮社会保険病院	○		宇都宮市南高砂町11-17	昭21. 8	251	"
8	群馬	社会保険群馬中央総合病院	○		前橋市紅雲町1-7-13	昭25. 4	327	"
9	埼玉	埼玉社会保険病院	○		さいたま市浦和区北浦和4-9-3	昭23. 2	439	"
10	"	社会保険大宮総合病院			さいたま市北区盆栽町453	昭20. 7	163	"
11	千葉	社会保険船橋中央病院		○	船橋市海神6-13-10	昭24. 6	464	"
12	"	千葉社会保険病院	○		千葉市中央区仁戸名町682	昭26. 4	200	"
13	東京	社会保険中央総合病院		○	新宿区百人町3-22-1	昭22. 11	418	"
14	"	社会保険蒲田総合病院			大田区南蒲田2-19-2	昭24. 4	230	"
15	"	城東社会保険病院	○		江東区亀戸9-13-1	昭29. 6	130	"
16	神奈川	社会保険横浜中央病院		○	横浜市中区山下町268	昭23. 3	350	"
17	"	川崎社会保険病院	○		川崎市川崎区田町2-9-1	昭23. 10	308	"
18	"	社会保険相模野病院			相模原市淵野辺1-2-30	昭35. 4	170	"
19	富山	社会保険高岡病院			高岡市伏木古府元町8-5	昭22. 9	199	"
20	石川	金沢社会保険病院	○		金沢市沖町八-15	昭22. 4	250	"
21	福井	福井社会保険病院	○		勝山市長山町2-6-21	昭21. 4	199	"
22	"	社会保険高浜病院	○		大飯郡高浜町宮崎87-14-2	昭24. 4	115	"
23	山梨	社会保険山梨病院			甲府市朝日3-8-31	昭22. 5	210	"
24	"	社会保険鶴沢病院	○		南巨摩郡鶴沢町340-1	昭21. 5	158	"
25	岐阜	岐阜社会保険病院	○		可児市土田1221-5	昭21. 5	250	"
26	静岡	社会保険桜ヶ丘総合病院			静岡市清水区桜が丘町13-23	昭23. 6	199	"
27	"	三島社会保険病院	○		三島市谷田字藤久保2276	昭21. 1	163	"
28	"	社会保険浜松病院			浜松市中区中島1-8-1	昭23. 10	199	"
29	愛知	社会保険中京病院	○	○	名古屋市南区三条1-1-10	昭22. 12	683	"
30	三重	四日市社会保険病院	○		四日市市羽津山町10-8	昭20. 6	235	"
31	滋賀	社会保険滋賀病院	○		大津市富士見台16-1	昭28. 5	325	"
32	京都	社会保険京都病院			京都市北区小山下総町27	昭21. 7	322	"
33	兵庫	社会保険神戸中央病院	○	○	神戸市北区惣山町2-1-1	昭23. 7	424	"
34	奈良	奈良社会保険病院			大和郡山市朝日町1-62	昭21. 6	253	"
35	山口	総合病院社会保険徳山中央病院	○		周南市孝田町1-1	昭21. 4	494	"
36	"	社会保険下関厚生病院	○		下関市上新地町3-3-8	昭25. 2	315	"
37	徳島	健康保険鳴門病院		○	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	昭28. 4	307	"
38	香川	社会保険栗林病院			高松市栗林町3-5-9	昭20. 10	271	"
39	愛媛	宇和島社会保険病院	○		宇和島市賀古町2-1-37	昭23. 4	200	"
40	福岡	健康保険直方中央病院			直方市大字感田523-5	昭23. 5	195	"
41	"	社会保険久留米第一病院	○		久留米市柳原町21	昭21. 2	200	"
42	佐賀	佐賀社会保険病院	○		佐賀市兵庫南3-8-1	昭21. 2	160	"
43	"	社会保険浦之崎病院			伊万里市山代町立岩417	昭21. 4	112	"
44	長崎	健康保険諫早総合病院			諫早市永昌東町24-1	昭28. 3	333	"
45	熊本	健康保険人吉総合病院			人吉市老神町35	昭22. 5	274	"
46	"	健康保険天草中央総合病院	○		天草市東町101	昭21. 11	174	"
47	"	健康保険八代総合病院			八代市松江城町2-26	昭23. 4	344	"
48	大分	健康保険南海病院	○		佐伯市常磐西町11-20	昭22. 10	260	"
49	宮崎	社会保険宮崎江南病院	○		宮崎市大坪西1-2-1	昭30. 11	269	"
50	長野	健康保険岡谷塩嶺病院			岡谷市4769	昭28. 7	199	岡谷市
51	和歌山	社会保険紀南病院		○	田辺市新庄町46-70	昭20. 12	356	公立紀南病院組合
52	福岡	社会保険小倉記念病院			北九州市小倉北区貴船町1-1	昭23. 1	658	(財)平成紫川会
53	東京	東京北社会保険病院	○		北区赤羽台4-17-56	平16. 4	280	(社)地域医療振興協会
合計							14,616	

厚生年金病院の概要

1. 設置根拠

国(社会保険庁)は、旧厚生年金保険法第79条の規定に基づき、保険者が行う福祉施設の一環として病院を設置

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(平成20年3月31日までの規定)

第79条 政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するために、必要な施設をすることができる。

※ 厚年法改正附則(平成19年法律第110号)第4条の規定により、日本年金機構設立までの間は引き続き運営することが可能。

2. 設置者等

(1) 設置者 社会保険庁(厚生年金保険の保険者)

(2) 設置時期 昭和20年～昭和50年

(3) 設置数 全国に10病院(延べ4,014床、平均401床)

3. 運営

(1) 経営は公益法人に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、国から運営費の補助は行っていない。(国有民営方式)

また、平成16年度から、保険料財源を財源とした病院整備を取り止めることとした。

[委託先法人]

(財)厚生年金事業振興団(7院)、(社)全国社会保険協会連合会(3院)

(2) 経営状況

年 度	収 入	支 出	収支差	備 考
平成18年度	679億円	665億円	+14億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院
平成19年度	692億円	684億円	+7億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院
平成20年度	707億円	696億円	+11億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院

※ 平成20年度末の累積剰余は、254億円である。

※ 平成20年度末の累積剰余黒字病院は8病院、赤字病院は2病院。

厚生年金病院一覧

(平成21年4月1日現在)

No	県名	施設名称	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	北海道	登別厚生年金病院	登別市登別温泉町133	昭21.6	242床	(財)厚生年金事業振興団
2	宮城	東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室1-12-1	昭48.3	466床	(社)全国社会保険協会連合会
3	東京	東京厚生年金病院	新宿区津久戸町5-1	昭27.10	520床	(財)厚生年金事業振興団
4	神奈川	湯河原厚生年金病院	足柄下郡湯河原町宮上438	昭21.2	309床	"
5	大阪	大阪厚生年金病院	大阪市福島区福島4-2-78	昭27.10	565床	"
6	"	星ヶ丘厚生年金病院	枚方市星丘4-8-1	昭43.1	580床	(社)全国社会保険協会連合会
7	島根	玉造厚生年金病院	松江市玉湯町湯町1-2	昭20.11	301床	(財)厚生年金事業振興団
8	高知	厚生年金高知リハビリテーション病院	高知市神田317-12	昭50.5	165床	(社)全国社会保険協会連合会
9	福岡	九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	昭30.3	575床	(財)厚生年金事業振興団
10	大分	湯布院厚生年金病院	由布市湯布院町川南252	昭37.10	291床	"
合計					4,014床	

船員保険病院の概要

1. 設置根拠等

国（社会保険庁）は、船員保険法第五十七条ノ二の規定に基づき、保険者が行う福祉施設の一環として病院を設置。

なお、当該施設については、船舶所有者（政府管掌健康保険でいう事業主）が給付に必要な保険料とは別に全額負担する保険料を財源に設置しており、福祉施設事業の実施に当たっては、船舶所有者の代表者及び被保険者の代表者等の関係者間で協議しながら実施している。

船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ
者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル
事業ヲ為スコトニ努ベシ
 ②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ
被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得
 ③政府ハ前二項ニ掲タル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金
ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル
事業（次条の規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

2. 設置者等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 設 置 者 | 社会保険庁（船員保険の保険者） |
| (2) 設 置 時 期 | 昭和 25 年～昭和 30 年 |
| (3) 設 置 数 | 全国に 3ヶ所
・せんぽ東京高輪病院（251 床）
・横浜船員保険病院（260 床）
・大阪船員保険病院（275 床） |

3. 運 営

- (1) 経営は公益法人に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、国から運営費の補助は行っていない。（国有民営方式）
〔委託先法人〕 (財)船員保険会

- (2) 経営状況

年 度	収 入	支 出	収支差	備 考
平成 18 年度	156 億円	157 億円	▲1.4 億円	単年度黒字 1 病院
平成 19 年度	162 億円	162 億円	▲0.1 億円	単年度黒字 1 病院
平成 20 年度	158 億円	164 億円	▲6.2 億円	単年度黒字 0 病院

※平成 20 年度末の累積剰余は、▲29 億円である。

船員保険病院一覧

(平成21年4月1日現在)

No	県名	施設名称	所在地	開設年月	病床数	委託先
1	東京	せんぽ東京高輪病院	港区高輪3-10-11	昭26.5	251床	(財)船員保険会
2	神奈川	横浜船員保険病院	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	昭30.3	260床	"
3	大阪	大阪船員保険病院	大阪市港区築港1-8-30	昭25.6	275床	"
合計					786床	

**公的年金制度の在り方について
年金制度改革における平成22年度予算について**

年金局年金課:梶尾課長
担当者:三好補佐
ダイヤルイン 03-3595-2864
内線3338

**日本年金機構の設立について
年金記録問題の取組について**

年金局事業企画課:宮本課長
担当者:水野係長
ダイヤルイン 03-3595-2793
内線 3579

厚生年金・国民年金の積立金運用について

年金局総務課(資金運用担当):八神参事官
担当者:勝見係長
ダイヤルイン 03-3595-2867
内線3346

国民年金の収納率対策について

年金局事業企画課:橋本課長
担当者:大田補佐、青木国年適用徵収専門官
ダイヤルイン 03-3595-2810
内線 3666

平成22年度 税制改正事項(企業年金関係)について

年金局企業年金国民年金基金課:中村課長
担当者:野中補佐
企画係:松本
ダイヤルイン 03-3595-2865
連絡先: 内線3320

**独立行政法人地域医療機能推進機構法案
について**

年金局事業企画課社会保険病院等対策室:大西室長
担当者:山田補佐
ダイヤルイン 03-3595-2779
連絡先:内線3627